

令和6年度選手育成・強化事業補助対象経費

1. 事業内容及び補助対象要件

全高知(15団体)	全高知以外(26団体)	【補助対象要件】
		【事業名】
(1)選手強化事業		①国民スポーツ大会及び各種全国大会に向けての強化(指導者研修会、栄養・メンタル指導研修会等も含む)を図ることを目的とすること。 ②(1)~(6)の事業については、進捗管理シートの内容に基づいて実施すること。事業内容の詳細(日程・会場・講師名・対象者等)が決定した場合は、その都度、進捗管理シートを変更すること。
(2)講師等招聘事業		
(3)普及・育成(ジュニア等)事業		※ 1事業当りの補助対象上限人数は、各種別で監督・コーチ3名以内(監督は1名以内)、トレーナー・栄養士ならびにドクターは各事業1名までを旅費の補助対象とする。選手は、競技団体が選考した者とする。
(4)チーム招聘事業		※講師等招聘事業の講師(アドバイザー等)は、当該競技の技術や戦力等に関する豊富な知識と指導経験を有する者であること。
(5)女性強化事業		※普及・育成(ジュニア等)事業及び女性強化事業については、競技団体の特性に応じて行うこと。
(6)医・科学(SSC等)活用事業		※チーム招聘事業は、県外の優秀チームを招聘し、県内チーム(複数)が対戦することにより県内レベルの向上を図ること。

2. 補助対象経費

科 目	内訳	支 出 基 準 (補助対象経費限度額)	証拠書類の整備・注意事項
報償費			
講師等招聘事業	全高知チーム	1回の報償費の上限は、トップコーチ:10万円以内、アシスタントコーチ:5万円以内。	①住所及び氏名は自筆とすること。 ②報償費の領収書には、但し書きとして「報償費として」、「実施期間」を記入すること。 ※領収金額に源泉所得税10.21%を含む場合は、領収書の但し書きに「源泉所得税10.21%を含む」を記入する。
医・科学(SSC等)活用	全高知チーム以外	1回の報償費の上限は10万円以内。	※領収金額に源泉所得税10.21%を含まない場合は、納付済通知書(納付書)を添付すること。 ※国スポの監督、強化選手は対象外。
旅 費	◇(宿泊費) 9,800円以内(1泊2食)、8,300円以内(1泊朝食)、7,300円以内(素泊) ※全て税込金額 宿泊先で朝食・夕食の提供がない場合は、朝食1,000円、夕食1,500円以内での食事可。(車中泊含む) ◇(交通費) ※県内の練習等については対象外。 ※公共交通機関、バス借上料、有料道路の通行料、駐車料、ガソリン代、パック旅行代可。 ☆海外での活動については、事前に県スポーツ協会と協議する。	◇(宿泊費) 添付する領収書は、宿泊先又は、業者が発行(パック料金等)する領収書で、宿泊日・人数・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること。また、内訳のない場合は明細書を添付すること。 宿泊先で食事の提供がない場合は、品名・単価・数量等の内訳が明記された領収書又はレシートを添付すること。 ※レジ袋代は対象外。 ◇(交通費) 交通費の領収書は、業者の発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細書を添付すること。 ※高速道路通行料金は現金又は、ETCの使用を可能とする。領収書に代えてETC利用証明書を添付することができる。 (高速道路領収書を貼った台紙の余白に、利用区間及び利用者名を記入すること) ①ガソリン代 ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする。(量記載の領収書又はレシート添付) ※ガソリン代領収書又はレシートを貼った台紙の余白に、利用者名を記入すること。 ②レンタカーのガソリン代 レンタカー使用の場合は、ガソリン代の量記載の領収書又はレシートを添付すること。	
需用費			
消耗品費	競技用品 ※テーピング(アンダーラップ類)については対象外。		購入先業者の発行する領収書又はレシートを添付すること。 ※品名・単価・数量等の詳細を明記すること。
燃料費	救助艇の燃料費		
飼育費	馬の飼育費用		
役務費			
通信運搬費	選手育成・強化事業に関わる通信運搬費のみ。		各社が発行する領収書及び単価・明細等、内訳が分かる資料を提出すること。 ※艇など競技用品の運搬費用は対象とする。
手数料	選手育成・強化事業に関わる振込手数料に限る。		
保険料	強化選手等の「スポーツ安全保険」への加入に限る。		※システム利用料を含む。
使用料及び賃借料	会場借上料(照明・空調料含む)、SSC利用料。 その他、レンタカーの使用等、特別な場合は事前に県スポーツ協会と協議する。		※研修会の会場借り上げ料は可。

【注意事項】

- (1) 各競技大会・研修会への参加料は対象外とする。
- (2) 各経費の領収書等証拠書類は、各事業ごとに完備し、原本を提出すること。(感熱紙の領収書はコピーしたものも添付すること。
また、競技団体は、提出する書類(申請書、報告書及び証拠書類)の控えを必ず保存(事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間)しなければならない。
- (3) 提出する領収書等証拠書類については、全て競技団体の宛名にすること。会社等に支払する場合は、支払先の住所・社名(店名)・代表者名があること。
- (4) 領収書の原本に加筆することは不可とする。
- (5) 強化費と派遣費は重複しないようにすること。
- (6) 特別に必要と思われる場合は、各種別に1名を四国ブロック大会・国スポ期間中、強化費で帯同することができる。(事前にスポーツ協会と協議する。)
- (7) 未成年者を自家用車(レンタカー)等に同乗させる場合は、必ず保護者の承諾を得ること。